

平成28年度

総 会 議 案

札幌市民憲章

前章 わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です。

1章 元気ではたらき、豊かなまちにしましょう。

2章 空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。

3章 きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。

4章 未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。

5章 世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう。

【日 時】平成28年5月30日(月) 10時00分～

【場 所】札幌市役所 12階 1～5号会議室

札幌市民憲章推進会議

会 議 次 第

1 開 会

2 市民憲章唱和

3 議長あいさつ

札幌市民憲章推進会議 松平 英明 議長

4 議 事

- (1) 報告第1号 平成27年度 事業報告
- (2) 議案第1号 平成27年度 一般会計歳入歳出決算報告
- (3) 議案第2号 平成27年度 周年記念行事等特別会計歳入歳出決算報告
- (4) 報告第2号 平成27年度 監査報告
- (5) 議案第3号 平成28年度 事業計画（案）
- (6) 議案第4号 平成28年度 一般会計歳入歳出予算（案）
- (7) 議案第5号 平成28年度 周年記念行事等特別会計歳入歳出予算（案）
- (8) 議案第6号 札幌市民憲章推進会議会則の改正について

5 閉 会

〈参考資料〉

札幌市民憲章推進会議役員名簿

札幌市民憲章推進会議会則（現行）

平成27年度事業報告（一般会計・特別会計）

市民憲章の精神がより多くの市民の心の中に定着し、受け継がれていくために、市民憲章の普及と実践活動のための事業推進に努めた。

なお、平成27年度は一般会計による事業のみを実施した。

1 市民憲章実践優良者表彰

地域・職域において、率先して市民憲章を普及し、市民憲章を実践する活動を行っている団体・個人を表彰する制度。

平成27年度は、平成27年11月24日（火）、札幌市役所本庁舎において表彰式を開催し、下表の6団体・1個人を表彰した。（事業費65,000円）

	被表彰者（五十音順）	推薦者
団体	大谷地町内会 おおやちちょうないかい	厚別南町内会連合会
	上野幌町内会 かみのつぼろちょうないかい	厚別南町内会連合会
	札幌芸術の森野外美術館作品解説ボランティア さっぽろげいじゅつのもりやがいびじゅつかんさくひんかいせつボランティア	公益財団法人 札幌市芸術文化財団
	八軒寿会 はちけんことぶきかい	八軒中央連合町内会
	北海道コカ・コーラボトリング株式会社 ほっかいどうコカ・コーラボトリングかぶしきがいしゃ	北海道テレビ放送株式会社
	YOSAKOI ソーラン澄川精進蜚会 よさこいソーランすみかわしょうじんほたるかい	札幌市澄川地区連合会
個人	春原 祐吉 すのはら ゆうきち	特定非営利法人 札幌鍼灸柔整マッサージ師会



2 「ミニさっぽろ 2015」の共催

「ミニさっぽろ」は、子どもたちが職業体験や消費体験を通して、社会の仕組みを学んでいくとともに、自分たちの暮らす街を自分たちで責任を持ってつくっていく市民自治の意識を育てるイベントであり、当会議は、札幌市、札幌商工会議所、さっぽろ青少年女性活動協会などとともに、ミニさっぽろ実行委員会に参画し、ミニさっぽろの開催を支援するとともに、子どもへの市民憲章の普及啓発を行っている。

平成27年度に開催した「ミニさっぽろ 2015」では、負担金（100,000円）を支出して開催を支援したほか、会場内に市民憲章周知のパネルを掲示し、子どもたちに市民憲章ノート及びパンフレットを配布するとともに、保護者向けにもパンフレットを配布し、市民憲章の普及を図った。（負担金100,000円、事業費15,060円）

「ミニさっぽろ 2015」概要

- (1) 主催 ミニさっぽろ 2015 実行委員会
- (2) 開催日時 平成27年10月3日（土）・4日（日） 各日9時～17時
- (3) 会場 アクセスサッポロ（白石区流通センター4丁目3-55）
- (4) 対象者 札幌市内に住む小学校3～4年生 2日間合計4,000人



3 「北1条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」への参加

市民憲章第2章「空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。」の実現を目指し、北1条通沿い（西1丁目～西14丁目）において年2回実施している清掃・交通安全街頭啓発活動「北1条通オフィス町内会セーフティ&クリーン大作戦」に、世話人として参加した。（事業費324円）

実施日	参加団体数	参加者数
平成27年6月4日（木）	78団体	約1,220人
平成27年9月3日（木）	70団体	約1,200人



4 花壇への花苗の植込み支援

市民憲章第2章「空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。」の実現を目指し、市内の街区公園等に設置している市民憲章花壇（市民憲章制定20周年記念花壇5か所及び五輪花壇1か所）への、地域住民の参加により行われる花苗の植込み作業を支援している。

平成27年度も例年と同様、植込みを行う地域団体に対して、交付金又は花苗等の現物の提供を行った。（事業費135,985円）

花壇	所在地等	支援内容
20周年記念花壇	北27条公園通り (北区北26条西6丁目)	植込みを実施する地域団体に対して交付金を支給 (20,000円×5団体)
	元町公園 (東区北22条東19丁目)	
	やなぎ公園 (白石区平和通5丁目北)	
	真栄みつば公園 (清田区真栄5条4丁目)	
	発寒河畔公園 (西区琴似4条3丁目)	
五輪花壇	東7丁目緑地 (中央区北1条東7丁目)	花苗・土・肥料を現物提供 (35,985円)



5 市民憲章普及啓発事業の実施

市民憲章の普及啓発を図るための事業として、年1回、パネル展を実施している。

平成26年度までは、さっぽろ地下街のオーロラコーナーで実施していたが、平成27年度は、効果を高めるため、より人通りの多い札幌駅前通地下歩行空間のイベントスペースに会場を移し、市民憲章制定の経緯やこれまでのあゆみ、市民憲章実践者表彰受賞者やその活動などをパネルで紹介した。(事業費94,332円)

平成27年度市民憲章パネル展実施概要

- (1) 開催日 平成28年3月22日(月)～24日(水)
- (2) 会場 札幌駅前通地下広場「北1条イベントスペース(東)」



6 各団体への協賛

(1) 「公益社団法人 小さな親切運動北海道本部」への協賛

この法人は、「できる親切はみんなでしょう、それが社会の習慣となるように」をスローガンに、「小さな親切」を前提とする新たな社会道義の確立に寄与することを目的として「小さな親切」の実践を呼び掛ける事業を行っている法人であり、小さな親切を行った人や団体を表彰する「小さな親切実行章」をはじめ、作文コンクール、ごみ拾い運動、親切をテーマにした紙芝居の作成・提供などの事業を行っている。

当会議では、この法人の賛助会員となっており、賛助会費の支払いを通して、市民憲章の理念を推進に資するこの法人の活動を支援している。(賛助会費10,000円)

(2) 「公益社団法人 心の里親会・奨学会」への協賛

この法人は、「すべての子らに母の愛情を」の理念の下、児童養護施設で生活する子供を対象に、文通による精神的支援をはじめ、様々な支援活動を行っている。

当会議では、この法人が行っている「児童養護施設の児童絵画・書道展」に対して、名義後援及び「札幌市民憲章推進会議議長賞」の授与を行っており、同賞において授与する賞状と盾を贈呈した。(事業費5,736円)

平成27年度 一般会計歳入歳出決算

【歳入の部】

(単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備考
1 会費	600,000	447,000	△ 153,000	・賛助会費 (個人298口、団体298口)
2 交付金	67,000	67,000	0	・札幌市からの交付金
3 繰越金	381,708	381,708	0	・平成26年度からの繰越金
4 雑入	1,292	9,048	7,756	・預金利息 18 ・共通ウィズユーカード払戻し 9,030
合計	1,050,000	904,756	△ 145,244	

【歳出の部】

(単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備考
1 事業費	855,000	456,937	△ 398,063	
1 会議費	80,000	30,500	△ 49,500	総会・常任委員会等
2 推進活動費	775,000	426,437	△ 348,563	推進活動費 310,701
				花壇植込 135,985 普及啓発費(ミニさっぽろ・パネル展) 109,392 実践優良者表彰関係費 65,000 セーフティ&クリーン大作戦関係費 324
				負担金補助及び交付金 115,736
				小さな親切運動負担金 10,000 心の里親会児童絵画・書道展負担金 5,736 ミニさっぽろ負担金 100,000
2 事務局費	145,000	147,921	2,921	・事務費 庁舎使用料、振込手数料等
3 予備費	50,000	0	△ 50,000	
4 繰越金	0	299,898	299,898	・平成28年度への繰越金
合計	1,050,000	904,756	△ 145,244	

平成27年度 周年記念行事等特別会計 歳入歳出決算

【歳入の部】

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備 考
1 事業収入	0	0	0	
2 繰越金	1,749,617	1,749,617	0	・平成26年度からの繰越金
3 雑入	383	297	△ 86	・預金利息
合 計	1,750,000	1,749,914	△ 86	

【歳出の部】

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備 考
1 事業費	200,000	0	△ 200,000	
2 予備費	0	0	0	
3 繰越金	1,550,000	1,749,914	199,914	・平成28年度への繰越金
合 計	1,750,000	1,749,914	△ 86	

平成27年度 監査報告

札幌市民憲章推進会議の平成27年度歳入歳出決算について、関係帳簿、関係証ひょう書類等を照合・監査の結果、いずれも正確かつ適正に処理されていることを認めます。


平成28年 5月10日

札幌市民憲章推進会議 監査委員

渡辺 純 

平成28年 5月9日

札幌市民憲章推進会議 監査委員

梶原 隆 

平成28年度事業計画(案) (一般会計・特別会計)

市民憲章の精神がより多くの市民の心の中に定着し、受け継がれていくために、市民憲章の普及と実践活動のための事業を推進する。

1 市民憲章実践優良者表彰

地域・職域において、率先して市民憲章を普及し、市民憲章を実践する活動を行っている団体・個人を表彰する。[平成28年11月実施予定]

2 「ミニさっぽろ2016」の共催

平成27年度と同様に開催される予定の「ミニさっぽろ2016」において、会場内に市民憲章周知のパネルを掲示し、子どもたちに市民憲章の啓発のための用品を配布するとともに、保護者向けにもパンフレットを配布し、市民憲章の普及を図る。[平成28年10月1日(土)・2日(日)開催予定]

3 「北1条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」への参加

北1条通沿い(西1丁目～西14丁目)において年2回実施している清掃・交通安全街頭啓発活動「北1条通オフィス町内会セーフティ&クリーン大作戦」に、世話人として参加する。[平成28年6月16日(木)・9月(開催日未定)実施予定]

4 花壇への花苗の植込み支援

市民憲章花壇(市民憲章制定20周年記念花壇5か所及び五輪花壇1か所)に花苗の植込みを行う地域団体に対して、交付金又は花苗等の現物の提供を行う。

5 市民憲章普及啓発事業の実施

これまで実施してきたパネル展等の方法により、市民憲章を広く市民に普及・啓発するための取組を行う。[実施時期未定]

6 各団体への協賛

- (1) 「公益社団法人 小さな親切運動北海道本部」への協賛
賛助会員としての協賛を継続する。

(2) 「公益社団法人 心の里親会・奨学会」への協賛

当該法人が実施する事業「児童養護施設の児童絵画・書道展」に対して、名義後援及び「札幌市民憲章推進会議議長賞」の授与を行い、同賞において授与する賞状と盾を提供する。

7 屋外市民憲章板の補修（周年記念行事等特別会計事業による事業）

市内6か所の市民憲章制定20周年記念花壇等に設置されている市民憲章板について、必要に応じて補修作業等を実施する。[必要に応じて随時実施]

平成28年度 一般会計 歳入歳出予算(案)

【歳入の部】

(単位:円)

科 目	平成27年度 予算額(A)	平成28年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備 考
1 会 費	600,000	500,000	△ 100,000	・賛助会費
2 交 付 金	67,000	67,000	0	・札幌市からの交付金
3 繰 越 金	381,708	299,898	△ 81,810	・平成27年度からの繰越金
4 雑 入	1,292	102	△ 1,190	・預金利息等
合 計	1,050,000	867,000	△ 183,000	

【歳出の部】

(単位:円)

科 目	平成27年度 予算額(A)	平成28年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備 考
1 事 業 費	855,000	677,000	△ 178,000	
1 会 議 費	80,000	50,000	△ 30,000	総会・常任委員会等
2 推進活動費	775,000	627,000	△ 148,000	推進活動費 511,000
				花壇植込 140,000
				普及啓発費 215,000
				実践優良者表彰関係費 80,000
				セーフティ&クリーン大作戦関係費 76,000
				負担金補助及び交付金 116,000
				小さな親切運動負担金 10,000
				心の里親会児童絵画・書道展負担金 6,000
				ミニさっぽろ負担金 100,000
2 事 務 局 費	145,000	140,000	△ 5,000	・事務費 庁舎使用料、振込手数料等
3 予 備 費	50,000	50,000	0	
合 計	1,050,000	867,000	△ 183,000	

平成28年度 周年記念行事等特別会計 歳入歳出予算(案)

【歳入の部】

(単位:円)

科 目	平成27年度 予算額(A)	平成28年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備 考
1 事業収入	0		0	
2 繰越金	1,749,617	1,749,914	297	・平成27年度からの繰越金
3 雑入	383	86	△ 297	・預金利息
合 計	1,750,000	1,750,000	0	

【歳出の部】

(単位:円)

科 目	平成27年度 予算額(A)	平成28年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備 考
1 事業費	200,000	200,000	0	・市民憲章板補修
2 予備費	0	0	0	
3 繰越金	1,550,000	1,550,000	0	・平成29年度への繰越金
合 計	1,750,000	1,750,000	0	

札幌市民憲章推進会議会則の改正について

1 改正の概要

(1) 役員任期について（第5条関係）

現行の会則では、役員任期を「2年」と定めており（第5条第1項）、役員選任は構成員の互選によるものと定めている（第4条第2項）。

役員互選は総会で行うのが通例であるが、総会を開催する日は年度によって異なるため、実態としては、総会の終結をもって任期満了として取り扱っている。このため、実際の任期は2年よりも若干の長短があり、現行規定内容との齟齬が生じている。

このため、役員任期を、実態に合わせて「選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する総会の終結の時まで」と改める。

(2) 総会での審議事項の整理（第9条関係）

現行の会則では、総会の審議事項に「予算及び決算」が挙げられていないが、実態としては必ず総会に諮っており、かつ、諮るべきものでもある。このため、実態に合わせて、総会の審議事項に「予算及び決算」を追加する。

(3) 常任委員会の構成員の明確化（第10条関係）

現行の会則では、常任委員会の構成員が定められていないため、実態に合わせて、構成員を「第4条第1項に掲げる役員」（議長・副議長・常任委員・監査委員）と定める。

(4) 札幌市の機構改変に伴う改正（第15条関係）

当会議の事務局を置く「市民まちづくり局」が、平成28年4月の札幌市の機構改変により「市民文化局」に改められたことに伴い、所用の改正を行う。

(5) その他

文言整理

2 施行日

平成28年4月1日

3 新旧対照表

別紙1

4 改正後の会則（案）

別紙2

札幌市民憲章推進会議会則 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第5条 役員の任期は<u>2年</u>とする。 ただし、再任はさまたげない。</p>	<p>第5条 役員の任期は、<u>選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する総会の終結の時まで</u>とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>・任期の定めを、実態に合わせて改正 (実質的には現行の2年度から変更なし)</p>
<p>(招集) 第9条 総会は毎年1回とし<u>議長が招集する</u>。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。</p> <p>2 <u>総会の協議事項は、次の各号に掲げるものとする。</u> (1) 会則の制定、改廃に関すること。 (2) 事業計画及び事業報告に関すること。 (3) <u>その他、議長が必要と認めた事項。</u></p>	<p>(総会) 第9条 総会は、毎年1回<u>開催する</u>。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。 <u>2 総会は、議長が招集する。</u> <u>3 総会は、次の事項を審議する。</u> (1) 会則の改正に関すること。 (2) 事業計画及び事業報告に関すること。 (3) <u>予算及び決算に関すること。</u> (4) <u>前各号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めること。</u></p>	<p>・文言整理 ・文言整理 (2つの項に分離)</p> <p>・文言整理 ・文言整理</p> <p>・実態に合わせて追加 ・文言整理</p>
<p>第10条 常任委員会には、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名をおき、<u>委員長が必要と認めるときに常任委員会を招集する。</u></p> <p>2 常任委員会は、総会決定事項その他この会議運営の細部に関する事項を処理する。</p>	<p>第10条 <u>常任委員会は、第4条第1項の役員をもって構成する。</u> <u>2 常任委員会には、構成員の互選により、常任委員の中から委員長1名、副委員長若干名を置く。</u> <u>3 常任委員会は、委員長が必要と認めるときに開催するものとし、委員長が招集する。</u> <u>4 常任委員会は、次の事項を審議し、又は実施する。</u> (1) <u>総会に提出すべきこと。</u> (2) <u>この会議の運営の細部に関すること。</u></p>	<p>・実態に合わせて追加 ・文言整理 (2つの項に分離)</p> <p>・文言整理</p>

<p>第11条 この会議は<u>寄付金、その他の収入をもって</u>あてる。</p>	<p>第11条 この会議は、<u>寄付金その他の収入をもって、この会議の運営及びこの会議の目的を達成するために必要な事業等を行うものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文言整理
<p>第14条 この会議の運営、<u>その他につき必要と認めるときは、専門委員を置くことができるものとし、議長が委嘱する。</u></p>	<p>第14条 <u>議長は、この会議の運営等につき必要と認めるときは、この会議に専門委員を置くことができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文言整理
<p>第15条 この会議の事務を処理するため<u>事務局をおく。</u> 2 <u>事務局は札幌市役所市民まちづくり局内におき、必要な事項は別に定める。</u></p>	<p>第15条 この会議の事務を処理するため、<u>札幌市市民文化局内に事務局を置く。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市の機構改変に伴う改正 ・第2項前段を第1項に移す ・第2項後段は第16条と重複するため削除
<p>第16条 この会則に定めるほか必要な事項について議長が定める。</p>	<p>第16条 この会則に定める<u>もののほか、必要な事項については、議長が定める。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文言整理
	<p><u>附則</u> <u>この会則は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・追加

札幌市民憲章推進会議会則（改正案）

（最近改正 平成28年5月30日）

（名称）

第1条 この会議は、札幌市民憲章推進会議という。

（目的）

第2条 この会議は、札幌市民憲章の周知を図り市民憲章が真に市民生活の中に融和し、より豊かな市民となるために適切な実践案を策定し、これを推進することを目的とする。

（構成）

第3条 この会議は、市内各団体の代表者をもって構成する。

- 2 構成員の補充は構成員3名以上の推薦により、常任委員会において決定し、議長が委嘱する。ただし、職務上の異動の場合は、その後任者をあてる。
- 3 この会議は、第1項の規定にかかわらず、特に必要と認めた者を構成員とすることができる。

（役員）

第4条 この会議には、次の役員を置く。

議長 1名 副議長 若干名 常任委員 若干名 監査委員 若干名

- 2 前項の役員は構成員の互選による。
- 3 役員に欠員を生じたときは、前項の規定により補充するものとする。ただし、職務上の事由による場合は、前条第2項ただし書きの規定を準用する。

（役員任期）

第5条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第6条 議長はこの会議を代表し会務を総理する。

- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任委員は議長及び副議長をたすけ、この会議の業務を処理する。
- 4 監査委員はこの会議の会計並びに業務の運営状況を監査する。

（顧問）

第7条 この会議に顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を経て議長が委嘱する。

（会議）

第8条 この会議に総会及び常任委員会を設ける。

（総会）

第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、議長が招集する。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の改正に関すること。

- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めること。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、第4条第1項の役員をもって構成する。

- 2 常任委員会には、構成員の互選により、常任委員の中から委員長1名、副委員長若干名を置く。
- 3 常任委員会は、委員長が必要と認めたときに開催するものとし、委員長が招集する。
- 4 常任委員会は、次の事項を審議し、又は実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) この会議の運営の細部に関すること。

(会計)

第11条 この会議は、寄付金その他の収入をもって、この会議の運営及びこの会議の目的を達成するために必要な事業等を行うものとする。

(会計区分)

第12条 この会議の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 この会議に、周年行事の実施等に要する費用に充てるため、周年記念行事等特別会計を設置する。
- 3 周年行事等特別会計に属する現金は、同一年度内に限り一般会計に貸し付けることができるものとする。
- 4 前項による貸付は利息を付さないで行うことができるものとする。

(会計年度)

第13条 この会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(専門委員)

第14条 議長は、この会議の運営等につき必要と認めるときは、この会議に専門委員を置くことができる。

(事務局)

第15条 この会議の事務を処理するため、札幌市市民文化局内に事務局を置く。

(補足)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、議長が定める。

附 則

この会則は、昭和47年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

市民憲章推進会議役員名簿

(敬称略)

役職名	団体名	職名	氏名
議長			松平英明
副議長	札幌商工会議所	会頭	高向巖
〃	札幌市立高等学校・特別支援学校長会	会長	石黒清裕
〃	北海道放送株式会社	代表取締役社長	渡辺卓
〃	札幌市議会	議長	鈴木健雄
常任委員長	特定非営利活動法人さっぽろ時計台の会	会長	谷征輝
常任副委員長	札幌市PTA協議会	会長	大森義行
常任委員	株式会社エフエム北海道	代表取締役社長	宇佐美暢子
〃	札幌交通安全連合会	会長	木村輝美
〃	一般社団法人札幌市医師会	事務局長	木工明
〃	札幌市学校教護協会	理事長	小原善孝
〃	一般社団法人札幌歯科医師会	事務局長代行	平田学
〃	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	常務理事	宮川学
〃	札幌市赤十字奉仕団	委員長	坂田紀久恵
〃	一般財団法人札幌市体育協会	副会長	長澤茂嗣
〃	札幌市中学校長会	研究部副部長	黒澤敏行
〃	札幌市仏教連合会	会長	山本弘詔
〃	一般社団法人札幌青年会議所	理事長	中村悌也
〃	札幌地区防犯協会連合会	会長	中山菊雄
〃	札幌テレビ放送株式会社	代表取締役会長兼社長	島田洋一
〃	一般社団法人札幌薬剤師会	会長	竹内伸仁
〃	株式会社ジェイコム札幌	代表取締役社長	西尾武
〃	日本放送協会札幌放送局	局長	中田裕之
〃	北海道高等学校長協会石狩支部	石狩支部長	後藤哲
〃	株式会社北海道新聞社	代表取締役社長	広瀬兼三
〃	北海道テレビ放送株式会社	代表取締役社長	樋泉実
〃	北海道文化放送株式会社	代表取締役社長	須賀信昭
〃	毎日新聞社北海道支社	支社長	吉野理佳
〃	札幌市教育委員会	教育委員	池田官司
〃	札幌市教育委員会	教育長	長岡豊彦
〃	札幌市	市民文化局長	池田佳恵
〃	札幌市	中央区長	木内二郎
〃	札幌市	北区長	藤井透
〃	札幌市	東区長	木下淳嗣
〃	札幌市	白石区長	可児敏章
〃	札幌市	厚別区長	平木浩昭
〃	札幌市	豊平区長	三井一敏
〃	札幌市	清田区長	高橋彰
〃	札幌市	南区長	高野馨
〃	札幌市	西区長	浦屋謙
〃	札幌市	手稲区長	福田正人
監査委員	一般社団法人札幌観光協会	専務理事	梶原隆
〃	札幌市小学校長会	会長	渡辺元

札幌市民憲章推進会議会則

(名称)

第1条 この会議は、札幌市民憲章推進会議という。

(目的)

第2条 この会議は、札幌市民憲章の周知を図り市民憲章が真に市民生活の中に融和し、より豊かな市民となるために適切な実践案を策定し、これを推進することを目的とする。

(構成)

第3条 この会議は、市内各団体の代表者をもって構成する。

- 2 構成員の補充は構成員3名以上の推薦により、常任委員会において決定し、議長が委嘱する。ただし、職務上の異動の場合は、その後任者をあてる。
- 3 会議は、第1項の規定にかかわらず、特に必要と認めたと者を構成員とすることができる。

(役員)

第4条 この会議には、次の役員を置く。

議長 1名 副議長 若干名 常任委員 若干名
監査委員 若干名

- 2 前項の役員は構成員の互選による。
- 3 役員に欠員を生じたときは、前項の規定による補充するものとする。ただし、職務上の事由による場合は、前条第2項ただし書きの規定を準用する。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。

- 2 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 議長はこの会議を代表し会務を総理する。

- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任委員は議長及び副議長をたすけ、この会議の業務を処理する。
- 4 監査委員はこの会議の会計並びに業務の運営状況を監査する。

(顧問)

第7条 この会議に顧問を若干名おくことができる。

顧問は総会の議決を経て議長が委嘱する。

(会議)

第8条 この会議に総会及び常任委員会を設ける。

(招集)

第9条 総会は毎年1回とし議長が招集する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。

2 総会の協議事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会則の制定、改廃に関する事。
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (3) その他、議長が必要と認めた事項。

(常任委員会)

第10条 常任委員会には、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名をおき、委員長が必要と認めるときに常任委員会を招集する。

2 常任委員会は、総会決定事項その他この会議運営の細部に関する事項を処理する。

(会計)

第11条 この会議は寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計区分)

第12条 この会議の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 この会議に、周年行事の実施等に要する費用に充てるため、周年記念行事等特別会計を設置する。
- 3 周年行事等特別会計に属する現金は、同一年度内に限り一般会計に貸し付けることができるものとする。
- 4 前項による貸付は利息を付さないで行うことができるものとする。

(会計年度)

第13条 この会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(専門委員)

第14条 この会議の運営、その他につき必要と認めるときは、専門委員を置くことができるものとし、議長が委嘱する。

(事務局)

第15条 この会議の事務を処理するため事務局をおく。

事務局は札幌市役所市民まちづくり局内におき、必要な事項は別に定める。

(補足)

第16条 この会則に定めるほか必要な事項について議長が定める。

附 則

この会則は昭和47年5月31日から施行する。

附 則

この会則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成20年6月9日から施行する。